

ブリッジ Bridge 11月号

トレンドニュース(令和7年9月分)

◆大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.20倍(前月と同倍率)

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

◆管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

- ・新規求人数:9,226人と前年同月比7.7%減少。
- 新規求職申込件数:1,688人と前年同月比8.3%増加。

⇒新規求職者が3ヶ月連続で増加しています。

人材確保には是非ハローワークをご利用ください。

◆毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

目次

《お知らせ情報》

- ◆過労死等防止対策推進シンポジウム(大阪会場)開催のご案内
- ◆過労死等防止のための対策BOOK しごとより、いのちのご案内
- ◆11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です
- ◆教育訓練休暇給付金って?
- ◆教育訓練休暇給付金のご案内

《賃金情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況
- ・職業別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)
- ・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)
- ・中途採用者採用時賃金情報(令和7年7月～令和7年9月)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36
ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



大阪会場



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム



**過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料

事前申込

日時

2025年11月10日(月)

14:00~16:30 (受付13:30~)

会場

コングレコンベンションセンター
ルーム1.2.3

(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)

基調講演

「日本人は、無理せず健康的に
快適に働くことができるのか？」



産業医科大学 産業衛生教授
(日本製鉄株式会社東日本製鉄所 統括産業医)

宮本 俊明 氏

◎特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催：厚生労働省

後援：大阪府

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

大阪会場

プログラム

[報告]

「大阪労働局の取組について」

大阪労働局 労働基準部監督課

[基調講演]

「日本人は、無理せず健康的に快適に働くことができるのか？」

宮本 俊明 氏

産業医科大学 産業衛生教授(日本製鉄株式会社東日本製鉄所 統括産業医)

[企業からの取り組み事例発表]

「育児介護両立支援の取組みと法改正への対応」

株式会社高島屋

[過労死遺族の声]

宮本 俊明 氏

産業医科大学 産業衛生教授

(日本製鉄株式会社東日本製鉄所 統括産業医)

1990年産業医科大学卒。

鉄鋼業の現場における産業医活動の傍ら後進育成にも熱心に取り組み、2007年に日本産業衛生学会奨励賞、2013年に中災防の緑十字賞を受賞。産業医科大学産業衛生教授、労働衛生コンサルタント、医学博士。2011年度から日本産業衛生学会理事で生涯教育委員会の他、2014年度から厚生労働省「過労死等防止対策推進協議会」委員、2019年度から「治療と職業生活の両立支援対策事業委員会」委員を務める。2021年度から日本産業衛生学会産業医部会長。

会場のご案内

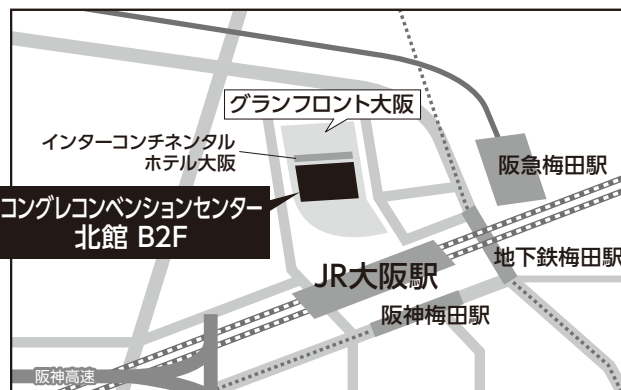
コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3

(大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 北館 B2F)

- ・JR「大阪駅」より徒歩3分
- ・地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩3分
- ・阪急「梅田駅」より徒歩3分

参加申し込みについて

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 052-915-1523

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL: ●FAX:	
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: ☎ 0570-026-027 (ナビダイヤル)
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

働くすべての人、そのご家族の皆さまへ

過労死等を防止するための対策BOOK

しごとより、 いのち。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

11月を中心に、全国47都道府県、
48か所で開催しています。

参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム ▶ 0570-026-027

専用ナビダイヤル
(月～金 9:00～17:30)

過労死等とは？

Answer

業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

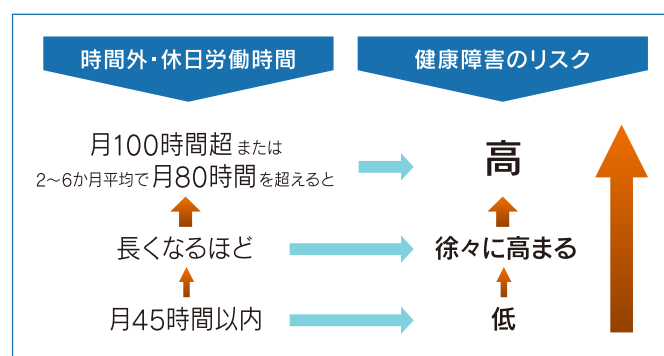
「過労死等の定義」

- ◎業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- ◎業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- ◎死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

「長時間労働と過労死等」

長期間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼすと言われています。脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週40時間を超える時間外・休日労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされています。

■ 時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係



《 注意 》

- ①上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
- ②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就業態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
- ③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
- ④2〜6か月平均でおおむね80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間、おおむね80時間を超えるという意味です。

また、業務における強い心理的負荷による精神障害で、正常な認識、行為選択能力や自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害され、自殺に至る場合があるとされています。



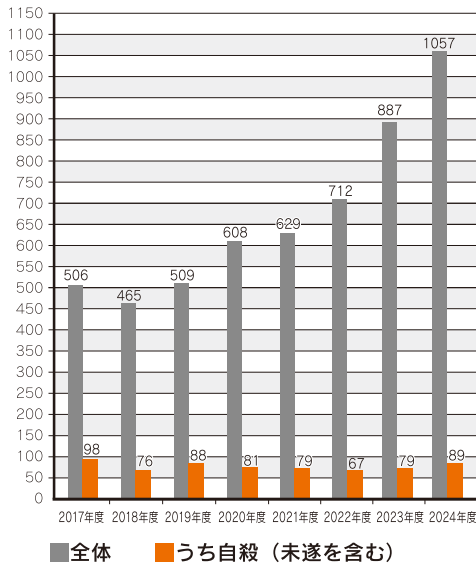


「過労死等防止は喫緊の課題」

過労死等の原因の一つである長時間労働を削減し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るとともに、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境（職場風土を含む）を形成の上、労働者の心理的負担を軽減していくことは急務となっています。

「過労死等防止に関連する国の目標」

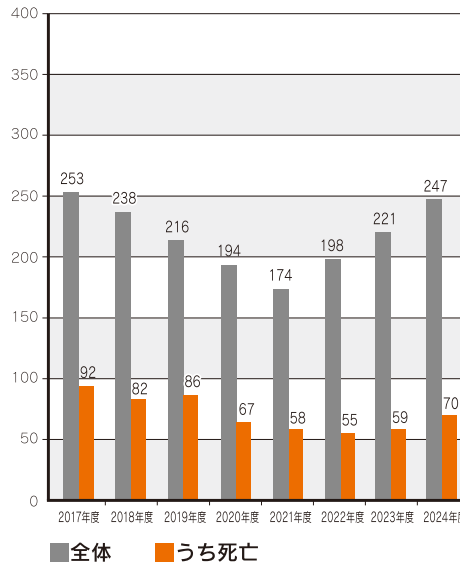
■精神障害に係る労災認定件数の推移



■全体 ■うち自殺（未遂を含む）

注）労災認定件数は、当該年度内に「業務災害」及び「複数業務要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

■脳・心臓疾患に係る労災認定件数の推移



■全体 ■うち死亡

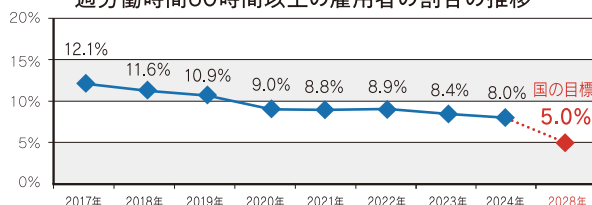
注）労災認定件数は、当該年度内に「業務災害」及び「複数業務要因災害」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

過労死等防止のための対策に関する大綱の数値目標（R6.8月変更）

過労死をゼロとすることを目指し、以下の目標を設定しています。

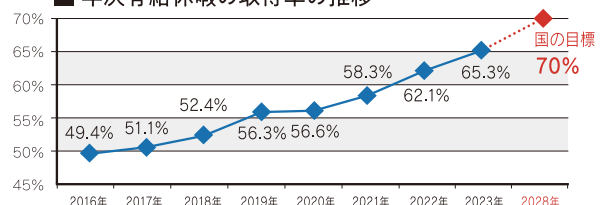
- ◎週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下（2028年まで）
特に、重点業種等のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合が高いものについて重点的に取組を推進する。
- ◎勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
（1）制度を知らなかった企業割合を5%未満（2028年まで）
（2）制度を導入している企業割合を15%以上（2028年まで）
特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。
- ◎年次有給休暇の取得率を70%以上（2028年まで）
- ◎メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上（2027年まで）
- ◎使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上（2027年まで）
- ◎自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満（2027年まで）

■週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の推移



※資料出所：総務省「労働力調査」 ※資料は非農林業雇用者数により作成。

■年次有給休暇の取得率の推移



※資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」

Q

Question

長時間労働の削減に向けて、 事業主が取り組むべきことは？

Answer

労働者の労働時間を正確に把握しましょう。

時間外・休日労働協定(36協定)の内容を労働者に周知し、
週労働時間が60時間以上の労働者をなくすように努めましょう。

「適正な労働時間の把握」

使用者は労働基準法及び労働安全衛生法により、労働者の労働時間を適切に管理し、労働時間の状況を適正に把握する責務があります。現状では割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題などの背景に、使用者が労働時間を適切に管理できていないケースも見られます。

「労働時間適正把握ガイドライン」で
詳しく解説しています。



「時間外・休日労働協定(36協定)」の周知を」

使用者が法定労働時間(原則、1日8時間、週40時間)を超えて時間外労働をさせる場合、または休日労働をさせる場合には、労働基準法第36条に基づき、36協定を過半数労働組合(ない場合には過半数代表者)と締結し、労働基

準監督署に届け出ることが義務づけられています。過半数代表者は、36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選出する必要があります。36協定が適切に結ばれるように、過半数代表者の要件を周知してください。また、届け出られた36協定は見やすい場所へ掲示するなどして周知してください。

① 関連する国の目標

週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする(2028年まで)

働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が、大企業には2019年4月から、中小企業には2020年4月から適用されました。

時間外労働の上限は、原則として、月45時間、年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。また、長時間労働を削減するためには、労働時間等設定改善法に規定された勤務間インターバル制度の導入等、各取組を行うことが効果的です。



Q

Question

働きすぎによる健康障害を 防止するために必要なことは？

Answer

事業主は労働者の健康づくりに向け
積極的に支援すること、
労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。



「睡眠時間の確保および健康づくりを」

過重労働による健康障害の防止のために、時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底を図りましょう。労働者の必要な睡眠時間を確保し、生活習慣病の予防などの健康づくりに取り組むことも重要です。また、裁量労働制対象労働者、高度プロフェッショナル制度対象労働者や管理監督者についても、事業主に健康確保の責務があることから、労働安全衛生法に基づき、医師による面接指導等の必要な措置を講じなければなりません。

労働者も睡眠時間の確保や健康管理などを意識しましょう。

「若年労働者などにも配慮した対策を」

若年労働者、高齢労働者、障害者である労働者などについては、心身ともに充実した状態で意欲と能力が発揮できるように、事業主は、各々の特性に応じた過重労働防止のための配慮を行う必要があります。

例えば、入社間もない若年労働者が長時間に及ぶ時間外労働を強いられることがないように、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の促進や、メンタルヘルス不調の発生防止のための対策などを講じましょう。

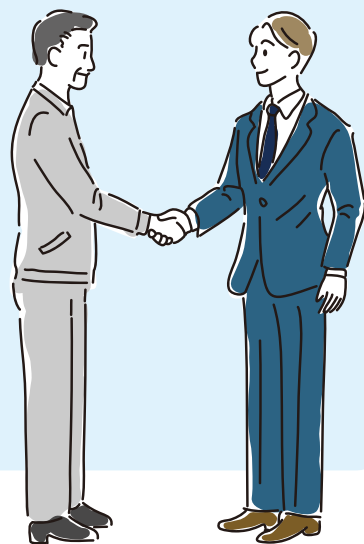
高齢労働者への取り組みは「高齢労働者の安全衛生対策について」で詳しく解説しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



Q
Question働き方はどのように
見直せばよいですか？

Answer

事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。
使用者と労働者で話し合って
計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。



「ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境を」

過労死等の防止のためには、単に法令を遵守するだけではなく、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。長時間労働や休日出勤、休暇が取得できない状態が続くと、労働者の仕事への意欲や効率の低下だけでなく、健康状態や精神状態の悪化にもつながります。仕事にやりがい・充実感を得ながら責任を果たすためには、適切な労働時間で効率的に働き、しっかりと休暇を取得できる職場環境・業務体制の構築が不可欠です。

① 関連する国の目標

年次有給休暇の取得率を70%以上とする（2028年まで）

年次有給休暇（年休）は、法律で定められた、労働者に与えられた権利です。労働基準法において①6か月間の継続勤務②全労働日の8割以上の出勤の条件を満たした労働者（パート・アルバイトも同様）は、取得することができます。労使で話し合って、年休の計画的な取得を推進しましょう。

2019年4月から、全ての企業において、法定の年休付与日数が年10日以上全ての労働者に対して、年休の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられました。



Interval

！ 関連する国の目標

- 勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
- (1) 制度を知らなかった企業割合を5%未満に、
 - (2) 制度を導入している企業割合を15%以上とする(2028年まで)



制度を導入する中小企業への助成金があります。



勤務間インターバル制度の導入・運用する際のポイント等を取りまとめたマニュアル、導入事例があります。

2019年4月から、勤務間インターバル制度の導入が事業主の努力義務になりました。

Q

Question

勤務間インターバル制度とは？

Answer

勤務間インターバル制度は、終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために有効なものです。労使で話し合い、制度の導入に努めましょう。

勤務間インターバル制度導入がもたらすメリット

勤務間インターバル制度を導入することによって、事業主、従業員双方に以下のようなメリットが期待されます。

メリット1 従業員の健康の維持・向上につながります。

インターバル時間が短くなるにつれてストレス反応が高くなるほか、起床時疲労感が残ることが研究結果から明らかになっています。十分なインターバル時間の確保が、従業員の健康の維持・向上につながります。

メリット2 従業員の定着や確保が期待できます。

労働力人口が減少するなか、人材の確保・定着は、重要な経営課題になっています。十分なインターバル時間の確保により、ワーク・ライフ・バランスの充実を図ることは、職場環境の改善等の魅力ある職場づくりの実現につながり、人材の確保・定着、さらには、離職者の減少も期待されます。

メリット3 生産性の向上につながります。

十分なインターバル時間の確保は、仕事に集中する時間とプライベートに集中する時間のメリハリをつけることができるようになります。このため、仕事への集中度が高まり、製品・サービスの品質水準が向上するのみならず、生産性の向上にも期待できます。

導入・運用マニュアル、導入事例を紹介しています。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/interval/download.html>



働き方改革推進支援助成金

(勤務間インターバル導入コース)について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html>



Q

Question

心の健康を保つために 取り組むべきことは？

Answer

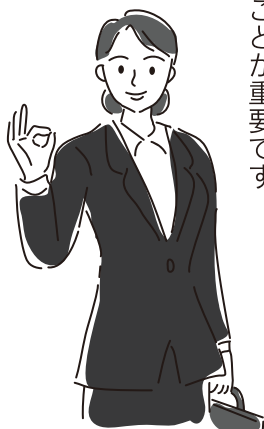
事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、労働者はストレスチェックにより、自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努めましょう。

「メンタルヘルスケアが重要」

働く方の7割近くが、仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じています。心の健康を保つためには労働者自身がストレスに気づき、これに対処することが必要です。

また、メンタルヘルス不調等の場合、職場の上司・同僚が不調のサインに気づき、必要に応じて専門家等につなげることが重要です。

そのためには、事業主がメンタルヘルスケアのための体制づくりや労働者等への教育・情報提供・相談窓口の設置を計画的に実施することが重要です。



「ストレスチェックの実施を」

毎年1回労働者を対象にストレスの程度について検査（ストレスチェック）を実施し、高ストレス者で必要な者に対して医師による面接指導を行うことが必要です（労働者数50人未満の事業場についても、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法により、義務となります（施行は公布後3年以内）。

労働者はストレスチェック結果により、自身のストレス状況に気づき、セルフケアに努めましょう。また、事業主は集団分析をもとに職場改善に取り組みましょう。

① 関連する国の目標

- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする（2027年まで）
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする（2027年まで）

「ストレスチェック実施プログラム（無料）」

<https://stresscheck.mhlw.go.jp/>



ストレスチェックの企業向けの相談窓口
「ストレスチェック制度サポートダイヤル」

0570-031050（平日10時～17時 土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く）



職場におけるハラスメントを防止するために講ずべき措置

※事業主は、これらの措置を必ず講じる必要があります。

● 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ① ハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② ハラスメントの行為者を厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

● 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口対応者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること

● 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ⑦ 事実関係の確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと
- ⑧ 再発防止に向けた取組を講ずること

● 併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること
- ⑩ 事業主に相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

● 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

- ⑪ 業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じた必要な措置の実施

※カスタマーハラスメント対策が中小企業を含む全ての企業の義務となります(施行日:公布日(令和7年6月11日)から1年6月以内の政令で定める日)。事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。

ハラスメント対策について厚生労働省HPで詳しく解説しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」もご利用ください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



Q

Question

労働者の取組

事業主の取組

Answer

事業主は、予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に取り組み、職場のハラスメントを防止する必要があります。労働者とその周囲の方は、ハラスメントに気づいたら相談窓口へ連絡しましょう。

職場のハラスメントの防止に向けて取り組むべきことは？

Q

Question

新しい働き方を導入する場合は どのように対応すべき？

Answer

テレワークなどの働き方の導入にあたっては、
企業も労働者も安心して取り組むことができる
環境を整備することが重要です。

「テレワーク」

テレワークは、業務効率化による時間外労働の削減や生産性の向上に資する等、労使ともにメリットがある働き方です。

一方で、「仕事と生活の時間の区別が曖昧となり、労働者の生活時間帯の確保に支障が生じる」「顔を合わせることが減り、心身の不調に気づきにくい」等の理由による健康障害のおそれや、テレワーク時のハラスメントの発生について留意する必要があります。労使双方で十分に話し合い、適切なテレワーク環境の整備に努めましょう。

「副業・兼業」

労働者が自身のスキルアップや収入面の安定の手段として副業・兼業を行うことは、企業にとっても優秀な人材の獲得・流出防止等のメリットがあります。

副業・兼業を進める上では、長時間労働によつて労働者の健康が阻害されないように、長時間労働を防止することや健康確保を図ることが重要です。労使コミュニケーションをとり、必要な措置を講じるようにしましょう。

「フリーランス」

フリーランスが安心して働くことのできる環境を整備するため、フリーランスとの取引の適正化とフリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とする「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されました。

この法律では、取引条件の明示やハラスメント防止のための措置を講じること等をフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し義務付けています。詳しい情報は、厚生労働省HPをご確認ください。

テレワークの適切な導入
及び実施の推進のための
ガイドライン



副業・兼業については
厚生労働省HPへ



フリーランス・事業者間
取引適正化等法につい
ては厚生労働省HPへ



【労働者用】自宅等においてテレワークを行う
際の作業環境を確認するためのチェックリスト



【事業者用】テレワークを行う労働者の
安全衛生を確保するためのチェックリスト



Q
Question労働者が過労死等の危険を感じた場合に
備えて取り組むべき対策は？

Answer

労働者は自身の不調に気がついたら、
早めに周囲の人や、医師などの専門家に相談しましょう。
事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。
上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。



「相談しやすい環境の整備を」

現在、国や民間団体により相談窓口が多く設置されています。事業主は、事業場において相談体制を整備するほか、こうした窓口の周知を行いましう。また、職場において労使双方が過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、労働者が過重労働や心理的負荷による自らの身体面、精神面の不調に気づくことができるようにしていくとともに、上司、同僚も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。

さらに、職場以外においては、家族・友人等も過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、過重労働による労働者の不調に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切に対処できるようにすることが必要です。労働者も自身の不調に気がついたら、ためらわずに周囲の人や専門家に相談することを心がけましょう。

！関連する国の目標

▼相談窓口は、P13・P14へ

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、
悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を
50%未満とする(2027年まで)

- 本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、疲労蓄積度が判定できます。
- このチェックリストは、労働者の疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。
- あなたの仕事による疲労蓄積度を把握し、対策に役立ててください。

記入年月日

年

月

日

2.最近1か月間の勤務の状況 各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. 1か月の労働時間（時間外・休日労働時間を含む）	☐ ない又は適当（0）	☐ 多い（1）	☐ 非常に多い（3）
2. 不規則な勤務（予定の変更、突然の仕事）	☐ 少ない（0）	☐ 多い（1）	—
3. 出張に伴う負担（頻度・拘束時間・時差など）	☐ ない又は小さい（0）	☐ 大きい（1）	—
4. 深夜勤務に伴う負担※2	☐ ない又は小さい（0）	☐ 大きい（1）	☐ 非常に大きい（3）
5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	☐ 適切である（0）	☐ 不適切である（1）	—
6. 仕事についての身体的負担※3	☐ 小さい（0）	☐ 大きい（1）	☐ 非常に大きい（3）
7. 仕事についての精神的負担	☐ 小さい（0）	☐ 大きい（1）	☐ 非常に大きい（3）
8. 職場・顧客等の人間関係による負担	☐ 小さい（0）	☐ 大きい（1）	☐ 非常に大きい（3）
9. 時間内に処理しきれない仕事	☐ 少ない（0）	☐ 多い（1）	☐ 非常に多い（3）
10. 自分のペースでできない仕事	☐ 少ない（0）	☐ 多い（1）	☐ 非常に多い（3）
11. 勤務時間外でも仕事のことが気にかけて仕方ない	☐ ほとんどない（0）	☐ 時々ある（1）	☐ よくある（3）
12. 勤務日の睡眠時間	☐ 十分（0）	☐ やや足りない（1）	☐ 足りない（3）
13. 終業時刻から次の始業時刻の間にある休息時間※4	☐ 十分（0）	☐ やや足りない（1）	☐ 足りない（3）

※2：深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断して下さい。深夜勤務は、深夜時間帯（午後10時～午前5時）の一部または全部を含む勤務を言います。
※3：肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担 ※4：これを勤務間インターバルといいます。

【勤務の状況の評価】 各々の答えの（ ）内の数字を全て加算してください。

合計

 点

A

0点

B

1～5点

C

6～11点

D

12点以上

疲労蓄積予防のための対策

疲労蓄積度の点数が2～7の人は、疲労が蓄積されている可能性があり、
チェックリストの2に掲載されている“勤務の状況”の項目の改善が必要です。

- ・個人の裁量で改善可能な項目については、それらの項目の改善を行ってください。
- ・個人の裁量で改善不可能な項目については、勤務の状況を改善するよう上司や産業医等に相談してください。

- 仕事以外のライフスタイルに原因があって自覚症状が多い場合も見受けられます。
睡眠や休養などを見直すことも大切です。
- 時間外・休日労働時間が月45 時間を超えていれば、労働時間の短縮を検討してください。

労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

1. 最近1か月間の自覚症状 各質問に対し、最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. イライラする	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
2. 不安だ	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
3. 落ち着かない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
4. ゆうつだ	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
5. よく眠れない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
6. 体の調子が悪い	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
7. 物事に集中できない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
8. することに間違いが多い	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
9. 仕事中、強い眠気に襲われる	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
10. やる気が出ない	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
11. へとへとだ(運動後を除く) ^{※1}	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
13. 以前とくらべて、疲れやすい	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)
14. 食欲がないと感じる	☐ ほとんどない (0)	☐ 時々ある (1)	☐ よくある (3)

※1: へとへと: 非常に疲れて体に力がなくなったさま

【自覚症状の評価】 各々の答えの()内の数字を全て加算してください。

合計 点

I	0~2点	II	3~7点	III	8~14点	IV	15点以上
---	------	----	------	-----	-------	----	-------

総合判定

1.2の結果を次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、あなたの疲労蓄積度の点数(0~7)を求めてください。

【仕事による負担度点数表】

		勤務の状況			
		A	B	C	D
自覚症状	I	0	0	2	4
	II	0	1	3	5
	III	0	2	4	6
	IV	1	3	5	7

判定	点 数	疲労蓄積度
	0~1	低いと考えられる
	2~3	やや高いと考えられる
	4~5	高いと考えられる
	6~7	非常に高いと考えられる

※ 糖尿病、高血圧症等の疾患がある方は判定が正しく行われない可能性があります。

あなたの疲労蓄積度の点数は 点(0~7)

職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●産業保健総合支援センター

全国で、事業者、産業保健スタッフ（産業医、衛生管理者など）に向けた、健康管理やメンタルヘルス対策のための個別訪問支援や専門的な相談などの対応を無料で行っています。また、産業保健スタッフへの研修や、事業者・労働者向けの啓発セミナーを開催しています。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つツール等、様々なコンテンツを提供しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●こころの耳電話相談、メール相談、SNS相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

電話相談 0120-565-455 月～金 17:00～22:00／土・日 10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）

メール相談 24時間受付

SNS相談 月～金 17:00～22:00／土・日 10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く）



●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を抱えていたら、相談してください。電話やSNSの相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



◎過労死等防止のための取組

●厚生労働省 過労死等防止対策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>



●過労死等防止調査研究センター（RECORDs）

過労による労働災害の解明と防止を目標に研究成果を公開しています。

<https://records.johas.go.jp/>



◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

●過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



●全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



●過労死弁護団全国連絡会議（過労死110番全国ネットワーク）

<https://karoshi.jp/>



◎労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。日本語の他、13言語に対応しています。
“Labour Standards Advice Hotline” Foreign language support is also available.

0120-811-610 平日 17:00~22:00/土・日・祝日 9:00~21:00(12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家族向け、
事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の提供を行っています。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



働き方・休み方の見直しに関する取組支援を希望する場合は・・・

●働き方・休み方改善コンサルタント

労働時間、休暇・休日などに関するご相談に対し、電話のほか、個別訪問により、改善に向けた
アドバイスを無料で行っています。

お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●働き方・休み方改善ポータルサイト

企業や社員が「働き方」や「休み方」を自己診断することで、
自らの「働き方」や「休み方」を「見える化」し、改善のヒントを見つけられるサイトです。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



11月は過労死等防止啓発月間です。

過労死等啓発月間には、**過重労働解消キャンペーン**を実施しています

1

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2

労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介します。

3

長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4

労働相談を実施します

11月1日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和7年11月1日(土)
9:00~17:00

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



5

過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。*詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ ▶ <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>



11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

参加費無料



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。



STOP!
しわ寄せ



その無理な発注の「しわ寄せ」で 取引先が途方に暮れていませんか?

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト

STOP!
しな寄せ

大企業等と取引先中小事業者は 共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは委託事業者が負担すること。
- 委託事業者は、受託事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。
特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月1日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和7年11月1日(土) 9:00~17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ホットライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

スキルアップやリ・スキリングに
取り組もうとする皆さまへ

従業員の教育訓練や資格取得
を応援する事業主の皆さまへ

教育訓練

休暇給付金

って



労働者[※]が離職することなく、**教育訓練に専念する**ため
自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、
休暇期間中の生活費を保障する制度です。

※雇用保険の一般被保険者

活用例 教育訓練休暇給付金の活用事例を紹介しますが、これ以外にも様々な活用方法がございます。

活用例①



外国企業とコミュニケーションが必要となる部署への異動を希望し、語学の習得に専念するため教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用するケース。

活用例②



IT企業で勤務している労働者が、上位資格の取得のため、教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用するケース。

「教育訓練休暇給付金」の概要

「教育訓練休暇給付金」の支給対象となる休暇 ※以下の全ての要件を満たす休暇が対象です。

- 1 就業規則や労働協約等に規定された**休暇制度に基づく休暇**
- 2 労働者本人が教育訓練を受講するため自発的に取得することを希望し、事業主の承認を得て取得する**30日以上連続した無給の休暇**
- 3 次に定める**教育訓練等を受けるための休暇**
 - ・学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校が提供する教育訓練等
 - ・教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供する教育訓練等
 - ・職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの（司法修習、語学留学、海外大学院での修士号の取得等）



給付日数・支給額のイメージ

給付日数

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

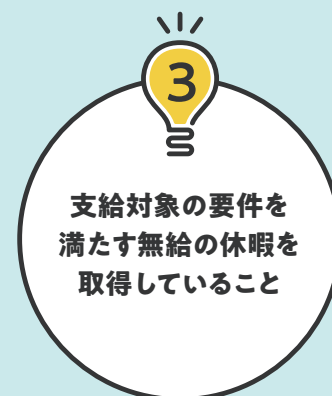
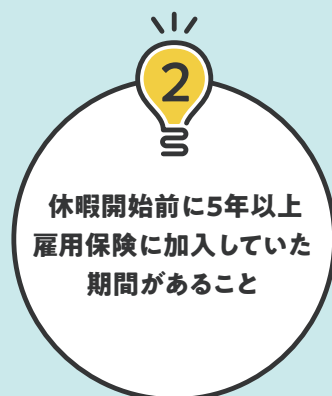
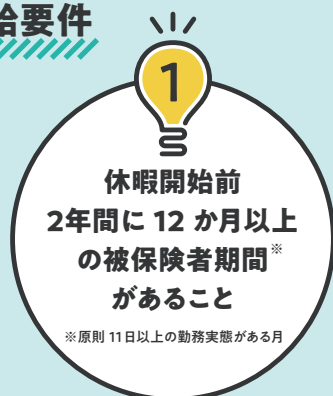
支給額のイメージ

額面月収	給付月額
350,000円	約195,000円

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。

給付日額は、原則休暇開始前6か月の賃金日額に応じて算定されます（失業給付の算定方法と同じです）。

主な支給要件



注意

- ・教育訓練休暇給付金を受給した場合、原則として、一定期間は失業給付等の雇用保険制度に基づく給付金を受給できません（ただし、教育訓練給付金の支給要件期間には影響しません）。
- ・別途詳細な条件がございます。

事業主の皆さまへ
お願い

給付金を受けるのは労働者本人ですが、必要書類をハローワークに提出するなど
手続に関して事業主の皆さまのご対応が必要です。

注意

解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。
なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

詳しくは「教育訓練休暇給付金のご案内」（パンフレット）
及び厚生労働省ホームページを御確認いただき、
ご不明な点はお近くのハローワークまでお問い合わせください。

教育訓練休暇給付金

検索



事業主
向け

教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

事業主の皆さまへのお願い

教育訓練休暇給付金は、一般被保険者である**労働者本人の意思で、業務命令によらず、就業規則等に基づき**、教育訓練を受けるための**無給の休暇を取得する**ことが支給要件になっています。

給付金を受けるのは労働者本人ですが、**手続に関して事業主の皆さまのご対応が必要です**。

下記の**支給までの流れ**をご確認ください。

注意

解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。

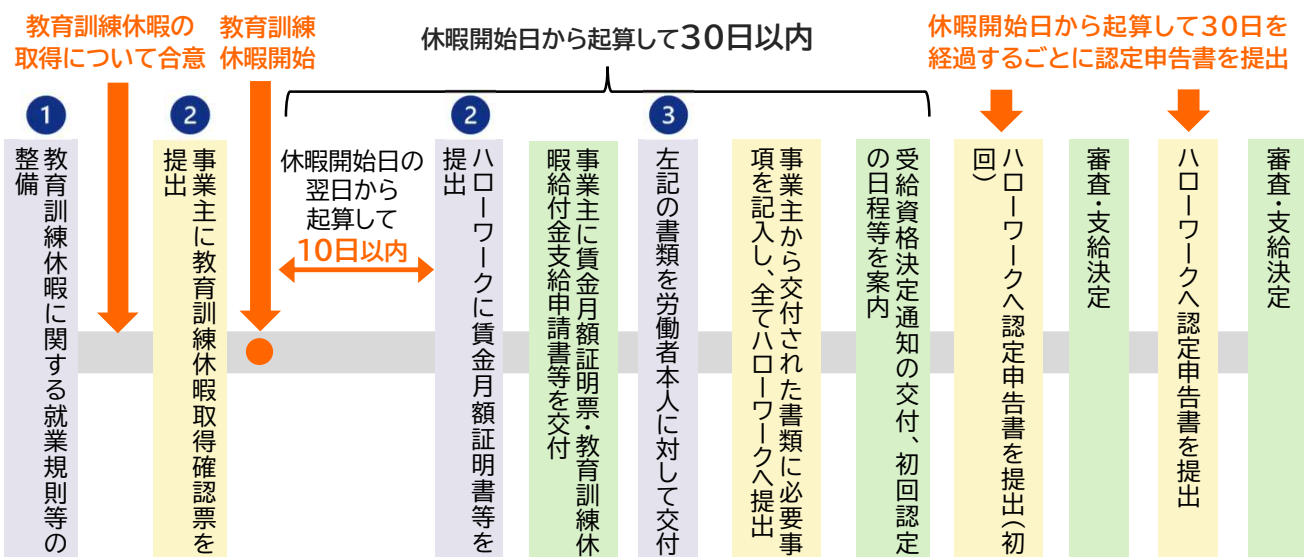
なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

支給までの流れ

事業主

労働者

ハローワーク



- 1 教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定します。(規程例はパンフレットをご参照ください)
- 2 一般被保険者である労働者本人と事業主とで教育訓練休暇の取得について合意の上、労働者本人から教育訓練休暇取得確認票が提出されます。内容を確認して、必要事項を記入します。
その上で、労働者の休暇開始日の翌日から起算して**10日以内**に休暇開始日の前日までの賃金支払い状況等を記載した賃金月額証明書をハローワークに提出してください。(その際、就業規則等の写し、賃金台帳、出勤簿等を添付してください)
- 3 賃金月額証明書をハローワークに提出した後、ハローワークから賃金月額証明票(事業主控え、本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書を交付します。賃金月額証明票(本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書は、一般被保険者である労働者が教育訓練休暇給付金の支給申請を行うために必要になりますので、速やかに労働者本人に交付してください。

詳しくは「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及び厚生労働省ホームページを御確認いただき、

ご不明な点はお近くのハローワークまでお問い合わせください。



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク



ハローワーク大阪東の求人・求職状況

1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年9月	前年同月	前年同月比	令和7年9月	前年同月	前年同月比
計	9,226	10,000	▲ 7.7	64,278	65,909	▲ 2.5
建設業	560	716	▲ 21.8	5,118	4,954	3.3
製造業	585	608	▲ 3.8	4,697	4,802	▲ 2.2
情報通信業	730	751	▲ 2.8	2,126	2,594	▲ 18.0
運輸業,郵便業	213	289	▲ 26.3	4,465	4,308	3.6
卸売業,小売業	825	811	1.7	6,016	5,958	1.0
学術研究,専門・技術サービス業	723	625	15.7	2,212	2,130	3.8
宿泊業,飲食サービス業	1,111	1,790	▲ 37.9	8,160	9,474	▲ 13.9
生活関連サービス業,娯楽業	191	218	▲ 12.4	2,288	1,957	16.9
教育,学習支援業	178	201	▲ 11.4	871	920	▲ 5.3
医療,福祉	2,069	1,787	15.8	17,239	17,502	▲ 1.5
サービス業（他に分類されないもの）	1,396	1,500	▲ 6.9	8,275	8,583	▲ 3.6

2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年9月	前年同月	前年同月比	令和7年9月	前年同月	前年同月比
職業計	1,688	1,558	8.3	25,649	24,935	2.9
A 管理的職業従事者	10	5	100.0	101	68	48.5
B 専門的・技術的職業従事者	291	267	9.0	3,980	3,774	5.5
C 事務従事者	498	428	16.4	6,522	6,169	5.7
D 販売従事者	121	114	6.1	1,669	1,516	10.1
E サービス職業従事者	197	144	36.8	2,926	2,529	15.7
F 保安職業従事者	13	9	44.4	329	255	29.0
G 農林漁業従事者	3	8	▲ 62.5	64	80	▲ 20.0
H 生産工程従事者	56	64	▲ 12.5	1,286	1,214	5.9
I 輸送・機械運転従事者	32	36	▲ 11.1	954	877	8.8
J 建設・採掘従事者	12	10	20.0	261	220	18.6
K 運搬・清掃・包装等従事者	131	127	3.1	3,096	2,727	13.5

3. 就職件数の推移

	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9
大阪東	322	370	321	280	288	381	499	359	349	296	344	248	298
大阪労働局	5,516	6,248	5,583	5,139	4,815	5,786	6,562	6,360	6,045	5,940	5,714	4,627	5,546

職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和7年9月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	15,441	7,422	2.08	105,311	96,265	1.09
01管理的職業	44	32	1.38	342	453	0.75
02研究・技術の職業	2,936	529	5.55	12,425	5,999	2.07
006開発技術者	236	42	5.62	1,264	544	2.32
007製造技術者	149	85	1.75	852	1,310	0.65
008建築・土木・測量技術者	1,114	60	18.57	3,933	779	5.05
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	895	217	4.12	3,762	2,137	1.76
010情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）	513	100	5.13	2,269	937	2.42
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	255	414	0.62	924	4,187	0.22
016美術家、写真家、映像撮影者	9	20	0.45	90	219	0.41
017デザイナー	69	231	0.30	289	2,268	0.13
012～015.018～020その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業	177	163	1.09	545	1,700	0.32
04医療・看護・保健の職業	912	284	3.21	9,065	3,850	2.35
021医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	49	14	3.50	339	218	1.56
022保健師、助産師	4	10	0.40	61	114	0.54
023看護師、准看護師	445	151	2.95	4,143	1,857	2.23
024医療技術者	181	42	4.31	1,861	680	2.74
025栄養士、管理栄養士	66	12	5.50	1,205	257	4.69
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	58	26	2.23	420	295	1.42
028保健医療関係助手	89	18	4.94	943	332	2.84
05保育・教育の職業	246	113	2.18	2,442	1,540	1.59
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	6	15	0.40	131	179	0.73
029.031.032その他の保育・教育の職業	240	98	2.45	2,311	1,361	1.70
06事務的職業	1,737	2,457	0.71	9,641	27,786	0.35
033総務・人事・企画事務の職業	202	264	0.77	1,094	2,775	0.39
034一般事務・秘書・受付の職業	400	1,401	0.29	2,572	16,321	0.16
035その他の総務等事務の職業	61	77	0.79	349	898	0.39
036電話・インターネットによる応接事務の職業	104	61	1.70	261	634	0.41
037医療・介護事務の職業	141	81	1.74	1,095	1,269	0.86
038会計事務の職業	302	251	1.20	1,194	2,518	0.47
039生産関連事務の職業	141	57	2.47	760	694	1.10
040営業・販売関連事務の職業	289	171	1.69	1,485	1,713	0.87
042運輸・郵便事務の職業	36	8	4.50	640	165	3.88
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	59	84	0.70	171	785	0.22
07販売・営業の職業	2,814	516	5.45	12,103	6,566	1.84
044小売店・卸売店店長	41	4	10.25	145	63	2.30
045販売員	1,006	150	6.71	4,553	2,396	1.90
046商品仕入・再生資源卸売の職業	16	9	1.78	97	66	1.47
047販売類似の職業	62	17	3.65	344	160	2.15
048営業の職業	1,689	336	5.03	6,964	3,881	1.79
08福祉・介護の職業	1,390	275	5.05	14,301	4,275	3.35
049福祉・介護の専門的職業	511	126	4.06	5,616	1,686	3.33
050施設介護の職業	591	134	4.41	6,511	2,406	2.71
051訪問介護の職業	288	15	19.20	2,174	183	11.88
09サービスの職業	1,429	416	3.44	10,990	5,042	2.18
052家庭生活支援サービスの職業	3	3	1.00	14	13	1.08
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	60	51	1.18	2,816	717	3.93
054浴場・クリーニングの職業	1	3	0.33	46	27	1.70
055飲食物調理の職業	407	156	2.61	4,161	1,807	2.30
056接客・給仕の職業	809	119	6.80	2,937	1,483	1.98
057居住施設・ビル等の管理の職業	65	45	1.44	372	490	0.76
058その他のサービスの職業	84	39	2.15	644	505	1.28
10警備・保安の職業	505	29	17.41	3,329	673	4.95
11農林漁業の職業	8	23	0.35	177	350	0.51
12製造・修理・塗装・製図等の職業	771	348	2.22	8,597	5,515	1.56
067生産設備オペレーター（金属製品）	6	6	1.00	168	153	1.10
069生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）	35	4	8.75	192	116	1.66
070機械組立設備オペレーター	1	3	0.33	101	95	1.06
071製品製造・加工処理工（金属製品）	164	64	2.56	2,299	1,278	1.80
072製品製造・加工処理工（食料品等）	37	28	1.32	667	496	1.34
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	197	79	2.49	1,350	933	1.45
074機械組立工	60	30	2.00	803	604	1.33
075機械整備・修理工	103	25	4.12	1,590	500	3.18
076製品検査工（金属製品）	23	4	5.75	195	80	2.44
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	11	3	3.67	104	77	1.35
079機械検査工	1	2	0.50	108	29	3.72
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	127	97	1.31	949	1,007	0.94
13配送・輸送・機械運転の職業	1,297	219	5.92	9,622	4,808	2.00
082配送・集荷の職業	526	78	6.74	2,030	1,579	1.29
083貨物自動車運転の職業	168	38	4.42	3,123	1,045	2.99
084バス運転の職業	23	17	1.35	525	265	1.98
085乗用車運転の職業	403	45	8.96	2,299	769	2.99
088その他の輸送の職業	26	7	3.71	658	462	1.42
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	145	27	5.37	897	587	1.53
14建設・土木・電気工事の職業	398	59	6.75	7,206	1,186	6.08
090建設躯体工事の職業	57	6	9.50	1,380	177	7.80
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	213	25	8.52	2,336	431	5.42
092土木の職業	42	8	5.25	2,153	199	10.82
094電気・通信工事の職業	86	20	4.30	1,337	379	3.53
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	699	432	1.62	4,147	7,112	0.58
095荷役・運搬作業員	421	85	4.95	2,034	1,700	1.20
096清掃・洗浄作業員	135	98	1.38	871	1,185	0.74
097包装作業員	26	17	1.53	135	252	0.54
098選別・ピッキング作業員	36	36	1.00	440	677	0.65
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 （I T関連計）	81 1,821	196 657	0.41 2.77	667 8,564	3,298 6,920	0.20 1.24
（福祉関連計）	1,922	415	4.63	19,405	6,023	3.22
（介護関連小計）	1,331	230	5.79	13,603	3,639	3.74

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人数はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに未所せず、ワラウ上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和7年9月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A／B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A／B)
職業計	9,388	3,809	2.46	64,117	59,239	1.08
01管理的職業	1	11	0.09	12	77	0.16
02研究・技術の職業	74	71	1.04	340	859	0.40
006開発技術者	7	2	3.50	20	93	0.22
007製造技術者	1	26	0.04	48	251	0.19
008建築・土木・測量技術者	28	9	3.11	126	112	1.13
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	10	16	0.63	88	206	0.43
010情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）	1	12	0.08	12	122	0.10
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	138	117	1.18	559	1,224	0.46
016美術家、写真家、映像撮影者	26	9	2.89	70	119	0.59
017デザイナー	46	51	0.90	239	528	0.45
012～015.018～020その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業	66	57	1.16	250	577	0.43
04医療・看護・保健の職業	696	176	3.95	5,694	2,799	2.03
021医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	23	23	1.00	377	263	1.43
022保健師、助産師	4	6	0.67	28	94	0.30
023看護師、准看護師	455	101	4.50	3,008	1,556	1.93
024医療技術者	91	17	5.35	910	331	2.75
025栄養士、管理栄養士	8	4	2.00	151	105	1.44
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	28	9	3.11	244	121	2.02
028保健医療関係助手	85	13	6.54	912	293	3.11
05保育・教育の職業	420	76	5.53	3,114	1,500	2.08
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	275	27	10.19	759	385	1.97
029.031.032その他の保育・教育の職業	145	49	2.96	2,355	1,115	2.11
06事務的職業	1,108	1,002	1.11	6,437	13,785	0.47
033総務・人事・企画事務の職業	37	55	0.67	302	667	0.45
034一般事務・秘書・受付の職業	225	621	0.36	2,091	9,037	0.23
035その他の総務等事務の職業	55	49	1.12	266	549	0.48
036電話・インターネットによる応接事務の職業	113	45	2.51	448	434	1.03
037医療・介護事務の職業	85	49	1.73	936	745	1.26
038会計事務の職業	241	66	3.65	560	819	0.68
039生産関連事務の職業	49	18	2.72	381	276	1.38
040営業・販売関連事務の職業	73	26	2.81	351	381	0.92
042運輸・郵便事務の職業	17	3	5.67	481	72	6.68
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	213	70	3.04	614	799	0.77
07販売・営業の職業	325	120	2.71	2,161	2,383	0.91
044小売店・卸売店店長		3	0.00	2	16	0.13
045販売員	275	100	2.75	1,939	2,061	0.94
046商品仕入・再生資源卸売の職業			--	5	5	1.00
047販売類似の職業		1	0.00	27	47	0.57
048営業の職業	50	16	3.13	188	254	0.74
08福祉・介護の職業	1,293	169	7.65	12,814	2,754	4.65
049福祉・介護の専門的職業	211	74	2.85	2,259	926	2.44
050施設介護の職業	665	85	7.82	7,275	1,629	4.47
051訪問介護の職業	417	10	41.70	3,280	199	16.48
09サービスの職業	2,696	278	9.70	14,908	4,407	3.38
052家庭生活支援サービスの職業	10	3	3.33	228	33	6.91
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	30	28	1.07	1,017	332	3.06
054浴場・クリーニングの職業	5	1	5.00	102	22	4.64
055飲食物調理の職業	1,463	103	14.20	10,225	1,961	5.21
056接客・給仕の職業	895	79	11.33	2,191	1,102	1.99
057居住施設・ビル等の管理の職業	261	50	5.22	726	655	1.11
058その他のサービスの職業	32	14	2.29	419	302	1.39
10警備・保安の職業	317	28	11.32	3,065	571	5.37
11農林漁業の職業	13	7	1.86	183	186	0.98
12製造・修理・塗装・製図等の職業	262	86	3.05	2,131	1,573	1.35
067生産設備オペレーター（金属製品）			--	11	20	0.55
069生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）	10	4	2.50	34	33	1.03
070機械組立設備オペレーター			--		10	0.00
071製品製造・加工処理工（金属製品）	15	8	1.88	253	203	1.25
072製品製造・加工処理工（食料品等）	88	16	5.50	644	341	1.89
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	106	24	4.42	698	391	1.79
074機械組立工	4	3	1.33	105	138	0.76
075機械整備・修理工	2	3	0.67	99	91	1.09
076製品検査工（金属製品）	2	1	2.00	38	18	2.11
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	12	1	12.00	122	40	3.05
079機械検査工		1	0.00	17	21	0.81
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	16	23	0.70	81	214	0.38
13配送・輸送・機械運転の職業	208	73	2.85	2,542	1,670	1.52
082配送・集荷の職業	51	26	1.96	523	507	1.03
083貨物自動車運転の職業	5	7	0.71	121	128	0.95
084バス運転の職業	12	4	3.00	225	131	1.72
085乗用車運転の職業	124	22	5.64	1,365	593	2.30
088その他の輸送の職業	2	4	0.50	137	126	1.09
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	12	10	1.20	127	150	0.85
14建設・土木・電気工事の職業	4	5	0.80	148	160	0.93
090建設躯体工事の職業		1	0.00	9	16	0.56
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	4	1	4.00	53	59	0.90
092土木の職業			--	74	29	2.55
094電気・通信工事の職業		3	0.00	12	55	0.22
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,833	627	2.92	10,009	12,080	0.83
095荷役・運搬作業員	79	35	2.26	855	983	0.87
096清掃・洗浄作業員	1,491	182	8.19	6,198	3,211	1.93
097包装作業員	87	41	2.12	604	675	0.89
098選別・ピッキング作業員	67	34	1.97	780	1,118	0.70
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	109	335	0.33	1,572	6,093	0.26
（I T関連計）	310	155	2.00	1,052	1,742	0.60
（福祉関連計）	1,809	261	6.93	16,516	4,265	3.87
（介護関連小計）	1,285	139	9.24	12,850	2,428	5.29

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。
※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人数はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。
※6 有効求職者数には、ハローワークに未所せず、ワラワ上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和7年9月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	242,854	326,415	252,446	239,651	309,573	246,373
01管理的職業	296,154	366,154	384,286	288,492	372,731	409,091
02研究・技術の職業	280,743	470,265	277,358	265,338	430,585	273,681
006開発技術者	251,962	431,949	298,333	249,169	403,294	295,769
007製造技術者	268,035	411,516	233,333	247,199	366,615	241,721
008建築・土木・測量技術者	313,214	550,370	432,500	284,105	462,452	311,527
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	255,228	413,258	264,500	261,224	438,702	267,089
010情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）	253,017	390,990	284,000	259,802	431,303	295,000
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	248,755	355,115	244,737	232,896	332,591	242,315
016美術家、写真家、映像撮影者	240,000	300,000	180,000	208,427	249,151	228,966
017デザイナー	247,813	368,863	238,485	237,231	328,913	236,940
012～015.018～020その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業	250,009	350,894	256,522	237,968	362,652	250,123
04医療・看護・保健の職業	260,462	309,663	316,889	252,900	302,431	277,796
021医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	288,906	397,906	596,000	334,335	416,150	461,622
022保健師、助産師	272,900	272,900	400,000	265,043	307,323	291,500
023看護師、准看護師	287,724	329,186	293,846	268,267	313,991	284,571
024医療技術者	259,595	312,832	284,000	257,397	314,336	260,692
025栄養士、管理栄養士	197,616	231,659	200,000	217,698	259,044	226,000
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	240,146	362,595	235,000	250,777	335,404	253,684
028保健医療関係助手	195,543	217,091	215,000	195,729	226,841	205,614
05保育・教育の職業	229,115	274,591	238,462	227,144	263,977	228,500
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	250,000	270,000	200,000	213,078	243,292	216,111
029.031.032その他の保育・教育の職業	228,207	274,790	241,667	227,658	264,733	229,725
06事務的職業	227,010	276,816	238,506	218,264	268,915	229,711
033総務・人事・企画事務の職業	237,623	311,328	251,739	227,182	287,604	269,393
034一般事務・秘書・受付の職業	206,790	245,313	230,000	206,853	245,429	218,475
035その他の総務等事務の職業	222,524	284,989	196,667	219,872	278,018	240,833
036電話・インターネットによる応接事務の職業	221,000	289,875	240,714	223,165	307,245	236,538
037医療・介護事務の職業	205,855	239,678	205,000	203,781	236,905	210,734
038会計事務の職業	250,606	287,084	260,000	234,771	298,169	246,288
039生産関連事務の職業	224,444	270,843	253,333	226,662	284,574	246,667
040営業・販売関連事務の職業	225,997	289,839	265,000	221,775	279,711	241,508
042運輸・郵便事務の職業	249,157	358,560	245,000	218,744	272,272	259,677
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	216,899	298,125	217,500	221,912	269,133	214,082
07販売・営業の職業	238,975	327,281	279,545	241,627	324,007	273,133
044小売店・卸売店店長	304,380	332,345	--	291,029	336,744	310,000
045販売員	207,592	247,387	235,000	230,496	294,745	222,345
046商品仕入・再生資源卸売の職業	238,767	343,407	350,000	236,219	327,116	295,000
047販売類似的職業	240,000	240,000	238,571	247,976	298,848	276,875
048営業の職業	248,710	361,366	307,692	245,830	339,007	302,030
08福祉・介護の職業	237,093	269,238	229,714	240,141	270,363	234,960
049福祉・介護の専門的職業	242,291	286,342	219,286	252,430	287,277	240,906
050施設介護の職業	228,482	255,364	234,211	227,537	255,003	230,116
051訪問介護の職業	243,419	260,638	260,000	235,239	258,660	240,333
09サービスの職業	226,604	277,127	244,638	239,219	291,700	238,655
052家庭生活支援サービスの職業	224,875	259,500	--	259,430	313,280	283,333
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	235,738	305,430	224,545	253,143	312,636	229,279
054浴場・クリーニングの職業	210,000	280,000	--	234,431	289,347	194,000
055飲食物調理の職業	228,469	273,583	262,692	235,973	281,728	249,076
056接客・給仕の職業	225,674	269,313	262,500	231,080	290,114	243,245
057居住施設・ビル等の管理の職業	229,620	271,015	177,500	217,317	243,584	207,444
058その他のサービスの職業	220,215	310,199	227,500	216,083	275,041	231,951
10警備・保安の職業	204,270	229,816	205,000	202,622	226,812	213,007
11農林漁業の職業	230,000	290,000	193,333	237,310	303,473	214,848
12製造・修理・塗装・製図等の職業	225,984	307,252	237,143	225,643	308,486	243,407
067生産設備オペレーター（金属製品）	--	--	360,000	216,530	287,348	266,087
069生産設備オペレーター（金属製品・食料品等を除く）	231,937	283,800	--	212,789	268,537	240,000
070機械組立設備オペレーター	--	--	200,000	211,164	278,686	252,000
071製品製造・加工処理工（金属製品）	229,179	300,628	239,000	226,901	313,339	243,973
072製品製造・加工処理工（食料品等）	216,614	256,289	243,333	218,631	277,977	239,259
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	217,022	265,847	220,000	217,337	278,791	236,241
074機械組立工	224,880	309,540	--	226,875	312,886	243,569
075機械整備・修理工	222,519	339,488	227,143	229,786	322,209	264,937
076製品検査工（金属製品）	240,000	285,000	--	219,490	275,724	225,000
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	221,667	256,667	--	210,258	252,756	221,818
079機械検査工	165,600	165,600	250,000	225,948	302,057	210,000
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	246,100	369,116	237,500	233,887	352,799	246,299
13配送・輸送・機械運転の職業	231,181	277,270	276,471	247,648	306,089	268,040
082配送・集荷の職業	225,965	261,883	297,273	233,093	276,435	262,483
083貨物自動車運転の職業	253,112	307,053	287,500	270,246	344,441	296,355
084バス運転の職業	232,500	232,500	232,500	228,356	275,616	256,038
085乗用車運転の職業	222,809	257,168	287,500	218,077	246,786	278,322
088その他の輸送の職業	232,880	237,880	275,000	224,104	262,321	235,952
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	221,353	287,888	225,000	243,048	316,186	246,400
14建設・土木・電気工事の職業	247,116	380,016	304,000	247,867	361,145	278,466
090建設躯体工事の職業	267,055	431,336	--	252,409	388,453	288,000
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	232,802	370,246	335,000	241,516	357,857	281,692
092土木の職業	269,808	386,622	325,000	253,256	344,526	305,926
094電気・通信工事の職業	248,231	356,674	200,000	249,948	367,449	252,245
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	218,332	250,494	208,065	221,232	267,457	211,925
095荷役・運搬作業員	221,059	265,030	218,182	220,188	267,204	219,056
096清掃・洗浄作業員	208,748	227,908	162,500	218,523	267,098	198,850
097包装作業員	203,495	231,295	200,000	209,157	239,414	212,069
098選別・ピッキング作業員	224,511	243,269	185,000	219,866	244,710	211,683
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業（ＩＴ関連計）	229,669	274,907	242,222	229,701	284,843	211,324
（福祉関連計）	254,931	402,774	251,818	254,481	412,154	257,694
（介護関連小計）	248,610	283,837	262,034	244,735	279,450	253,489
	234,557	267,135	232,000	236,704	266,823	233,755

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は４ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
 ※2 フルタイムとは、パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。
 ※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）
 ※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和7年9月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	1,255	1,332	1,224	1,264	1,364	1,222
01管理的職業	--	--	1,179	1,424	1,500	1,459
02研究・技術の職業	1,555	2,084	1,229	1,462	1,926	1,390
006開発技術者	1,500	2,000	1,114	1,352	1,982	1,618
007製造技術者	1,350	2,000	1,157	1,267	1,369	1,202
008建築・土木・測量技術者	1,598	2,160	--	1,626	2,260	1,481
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	--	--	1,400	1,198	1,520	1,416
010情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）	1,400	1,500	--	1,367	2,000	1,561
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,274	1,497	1,245	1,300	1,505	1,299
016美術家、写真家、映像撮影者	1,200	1,500	--	1,209	1,583	1,185
017デザイナー	1,197	1,398	1,243	1,198	1,432	1,261
012～015.018～020その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,415	1,661	1,246	1,411	1,558	1,333
04医療・看護・保健の職業	1,748	1,877	1,644	1,670	1,855	1,687
021医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	2,229	2,464	1,500	2,425	2,872	2,245
022保健師、助産師	1,873	1,873	1,500	1,880	1,993	1,686
023看護師、准看護師	1,833	1,903	1,659	1,710	1,859	1,654
024医療技術者	1,812	2,038	1,775	1,760	2,040	1,719
025栄養士、管理栄養士	1,192	1,192	--	1,309	1,410	1,171
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	1,210	1,946	--	1,366	1,667	1,400
028保健医療関係助手	1,227	1,315	1,200	1,205	1,288	1,220
05保育・教育の職業	1,339	1,491	1,197	1,281	1,423	1,231
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,212	1,251	1,188	1,229	1,292	1,187
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,411	1,626	1,206	1,292	1,450	1,249
06事務的職業	1,240	1,388	1,215	1,215	1,326	1,192
033総務・人事・企画事務の職業	1,260	1,435	1,132	1,236	1,345	1,221
034一般事務・秘書・受付の職業	1,218	1,330	1,207	1,202	1,293	1,184
035その他の総務等事務の職業	1,390	1,558	1,186	1,254	1,358	1,219
036電話・インターネットによる応接事務の職業	1,246	1,425	1,223	1,253	1,478	1,217
037医療・介護事務の職業	1,222	1,305	1,163	1,217	1,301	1,177
038会計事務の職業	1,276	1,583	1,273	1,247	1,474	1,237
039生産関連事務の職業	1,194	1,236	1,176	1,183	1,243	1,163
040営業・販売関連事務の職業	1,239	1,387	1,557	1,252	1,393	1,207
042運輸・郵便事務の職業	1,160	1,160	--	1,174	1,263	1,133
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,181	1,330	1,269	1,161	1,252	1,183
07販売・営業の職業	1,158	1,194	1,163	1,258	1,427	1,202
044小売店・卸売店店長	--	--	1,200	1,203	1,504	1,200
045販売員	1,144	1,171	1,158	1,258	1,433	1,183
046商品仕入・再生資源卸売の職業	--	--	--	1,200	1,500	--
047販売類似的職業	--	--	--	1,114	1,114	1,335
048営業の職業	1,425	1,625	1,200	1,264	1,357	1,317
08福祉・介護の職業	1,292	1,391	1,267	1,283	1,406	1,219
049福祉・介護の専門的職業	1,275	1,363	1,244	1,305	1,419	1,243
050施設介護の職業	1,282	1,359	1,250	1,248	1,326	1,203
051訪問介護の職業	1,324	1,467	1,500	1,366	1,649	1,249
09サービスの職業	1,157	1,184	1,203	1,181	1,249	1,170
052家庭生活支援サービスの職業	--	--	1,500	1,429	1,524	1,205
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,216	1,424	1,238	1,307	1,523	1,267
054浴場・クリーニングの職業	1,114	1,114	--	1,156	1,169	1,157
055飲食食物調理の職業	1,128	1,158	1,211	1,152	1,196	1,158
056接客・給仕の職業	1,152	1,187	1,191	1,164	1,250	1,181
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,210	1,211	1,127	1,191	1,201	1,152
058その他のサービスの職業	1,450	1,450	1,350	1,256	1,376	1,199
10警備・保安の職業	1,176	1,262	1,173	1,186	1,259	1,163
11農林漁業の職業	1,190	1,190	--	1,186	1,443	1,212
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,200	1,398	1,129	1,191	1,304	1,191
067生産設備オペレーター（金属製品）	--	--	--	1,200	1,200	1,225
069生産設備オペレーター（金属製品、食料品等を除く）	1,535	2,025	--	1,227	1,438	1,256
070機械組立設備オペレーター	--	--	--	--	--	1,152
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,250	1,550	1,200	1,214	1,350	1,193
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,184	1,269	1,114	1,180	1,251	1,157
073製品製造・加工処理工（金属製品、食料品等を除く）	1,194	1,309	1,114	1,171	1,254	1,169
074機械組立工	1,114	1,114	1,114	1,158	1,195	1,227
075機械整備・修理工	--	--	--	1,218	1,377	1,370
076製品検査工（金属製品）	1,200	1,300	--	1,225	1,314	1,137
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,145	1,171	--	1,179	1,250	1,158
079機械検査工	--	--	--	1,178	1,291	1,155
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	1,163	3,000	1,157	1,236	1,583	1,265
13配送・輸送・機械運転の職業	1,246	1,317	1,210	1,237	1,306	1,189
082配送・集荷の職業	1,215	1,378	1,143	1,252	1,350	1,174
083貨物自動車運転の職業	1,500	1,500	1,900	1,274	1,351	1,257
084バス運転の職業	1,147	1,147	--	1,371	1,394	1,192
085乗用車運転の職業	1,269	1,322	1,146	1,200	1,254	1,176
086その他の自動車運転の職業	--	--	--	1,259	1,663	1,157
088その他の輸送の職業	1,200	1,200	1,114	1,335	1,428	1,239
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,177	1,177	--	1,261	1,332	1,186
14建設・土木・電気工事の職業	--	--	--	1,361	1,721	1,250
090建設躯体工事の職業	--	--	--	1,928	3,214	1,114
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	--	--	--	1,228	1,605	1,226
092土木の職業	--	--	--	1,479	1,723	1,370
094電気・通信工事の職業	--	--	--	1,200	1,500	1,114
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,163	1,181	1,141	1,173	1,207	1,148
095荷役・運搬作業員	1,189	1,264	1,130	1,203	1,281	1,169
096清掃・洗浄作業員	1,163	1,174	1,146	1,174	1,198	1,139
097包装作業員	1,123	1,216	1,114	1,153	1,207	1,160
098選別・ピッキング作業員	1,162	1,241	--	1,164	1,218	1,156
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業（IT関連計）	1,172	1,196	1,136	1,164	1,212	1,147
（福祉関連計）	1,194	1,496	1,266	1,192	1,399	1,286
（介護関連計）	1,477	1,570	1,457	1,408	1,545	1,406
（介護関連小計）	1,290	1,388	1,307	1,282	1,405	1,212

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省職職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（時間額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（時間額）です。（単位：円）

中途採用者採用時賃金情報（令和7年7月～令和7年9月）

（単位：千円）

ハローワーク大阪東管内

		年齢計	19歳	20歳 24歳	25歳 29歳	30歳 34歳	35歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	50歳 54歳	55歳 59歳	60歳 64歳	65歳
計		283	204	232	262	287	306	319	311	310	305	324	236
職業別	管 理 的 職 業	356	—	229	257	290	318	427	430	482	529	509	329
	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	311	205	238	277	322	339	351	339	339	344	344	279
	事 務 的 職 業	290	202	236	264	288	308	320	311	354	338	339	241
	販 売 の 職 業	287	219	235	266	288	323	341	345	319	320	291	272
	サ ー ビ ス の 職 業	256	203	226	248	262	287	284	275	268	264	278	205
	保 安 の 職 業	240	120	274	250	256	237	255	276	239	246	224	204
	農 林 漁 業 の 職 業	193	—	150	210	220	230	—	118	—	—	—	—
	生 産 工 程 の 職 業	247	175	225	236	247	247	259	275	258	326	275	200
	輸 送 ・ 機 械 運 転 の 職 業	227	198	194	232	233	227	222	230	223	242	217	215
	建 設 ・ 採 掘 の 職 業	290	204	249	271	283	319	324	343	298	319	388	288
	運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 の 職 業	237	225	232	233	239	258	238	240	266	233	193	148
産業別	建 設 業	285	197	236	265	261	309	323	331	302	314	425	288
	製 造 業	297	226	231	267	290	314	359	343	345	353	377	232
	情 報 通 信 業	306	196	242	283	293	336	419	359	307	410	480	238
	運 輸 業 ， 郵 便 業	240	223	220	237	240	260	238	259	245	235	247	215
	卸 売 業 ， 小 売 業	286	196	236	254	285	301	329	335	344	318	333	267
	学術研究・専門・技術サービス業	293	167	235	269	288	301	303	309	365	337	387	291
	宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	260	202	218	249	262	298	283	321	295	319	244	197
	生活関連サービス業・娯楽業	250	212	220	239	256	301	268	253	244	297	295	200
	教 育 ， 学 習 支 援 業	247	208	223	237	273	248	323	271	254	260	198	300
	医 療 ， 福 祉	279	210	238	269	305	294	294	277	284	281	298	241
	サ ー ビ ス 業 （他に分類されないもの）	258	202	226	245	267	285	301	291	274	281	259	206
事業所規模別	4 人 以 下	271	220	238	261	258	281	292	292	279	295	299	246
	5 ～ 2 9 人	274	192	232	254	273	292	304	302	309	283	300	239
	3 0 ～ 9 9 人	285	192	234	263	280	313	322	315	334	315	360	235
	1 0 0 ～ 2 9 9 人	269	205	230	254	283	290	311	301	295	279	285	200
	3 0 0 ～ 4 9 9 人	282	190	216	275	283	291	310	328	301	305	334	279
	5 0 0 ～ 9 9 9 人	312	232	246	274	295	331	344	358	364	457	345	323
	1 0 0 0 人 以 上	309	213	227	277	352	365	369	328	306	284	302	265

※1 3ヶ月ごとにおける「雇用保険被保険者資格取得届」の賃金欄のデータを取りまとめたもの。
※2 雇用形態が常用であり、税込み額。毎月決まって支払われる各種手当（通勤手当等）を含む。パートタイマー、季節労働者、日雇労働者、派遣労働者、有期契約労働者は含まない。時間外手当、賞与など臨時の給与は含まない。
※3 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

中途採用者採用時賃金情報（令和7年7月～令和7年9月）

（単位：千円）

大阪労働局管内

		年齢計	19歳	20歳 24歳	25歳 29歳	30歳 34歳	35歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	50歳 54歳	55歳 59歳	60歳 64歳	65歳
計		271	207	231	257	276	288	299	296	295	292	288	229
職業別	管 理 的 職 業	350	231	228	266	287	329	396	380	420	477	437	306
	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	296	212	241	272	301	315	325	324	324	327	328	272
	事 務 的 職 業	279	215	231	257	278	297	303	304	318	326	318	241
	販 売 の 職 業	277	208	238	261	275	297	311	315	322	316	314	234
	サ ー ビ ス の 職 業	252	199	225	247	265	277	287	271	258	248	244	208
	保 安 の 職 業	218	216	231	238	242	255	226	242	227	235	217	179
	農 林 漁 業 の 職 業	232	209	202	243	228	274	170	261	247	224	221	185
	生 産 工 程 の 職 業	237	199	213	232	236	246	250	258	251	266	247	205
	輸 送 ・ 機 械 運 転 の 職 業	261	232	241	262	264	259	274	268	274	257	248	220
	建 設 ・ 採 掘 の 職 業	261	214	235	253	272	272	290	295	292	279	285	243
	運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 の 職 業	239	202	218	235	239	242	251	250	257	247	234	206
産業別	建 設 業	277	213	236	257	274	286	311	310	328	320	334	253
	製 造 業	280	203	223	255	274	297	321	320	314	320	307	235
	情 報 通 信 業	320	218	244	286	311	348	391	384	409	487	438	257
	運 輸 業 ， 郵 便 業	260	203	232	252	258	265	275	270	279	262	258	217
	卸 売 業 ， 小 売 業	274	199	231	254	275	291	305	306	305	308	305	235
	学術研究・専門・技術サービス業	291	214	234	268	299	320	323	330	347	345	368	287
	宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	247	190	223	244	257	264	268	283	264	281	251	207
	生活関連サービス業・娯楽業	245	221	221	235	243	254	270	248	269	312	314	214
	教 育 ， 学 習 支 援 業	274	174	232	258	272	292	274	300	307	294	341	413
	医 療 ， 福 祉	267	207	237	263	283	277	279	272	269	266	265	237
	サ ー ビ ス 業 （他に分類されないもの）	253	220	227	244	257	271	283	284	277	274	248	198
事業所規模別	4 人 以 下	266	223	235	254	269	275	282	283	284	288	278	228
	5 ～ 2 9 人	262	208	229	252	263	269	283	286	287	275	277	228
	3 0 ～ 9 9 人	269	209	231	253	266	286	294	292	296	291	297	223
	1 0 0 ～ 2 9 9 人	270	205	231	256	276	285	296	292	292	299	275	228
	3 0 0 ～ 4 9 9 人	270	208	227	263	274	280	287	293	287	277	301	277
	5 0 0 ～ 9 9 9 人	289	224	243	271	293	310	327	317	318	351	334	240
	1 0 0 0 人 以 上	291	177	223	263	309	342	364	339	323	308	276	226

※1 3ヶ月ごとにおける「雇用保険被保険者資格取得届」の賃金欄のデータをとりとめたもの。
※2 雇用形態が常用であり、税込み額。毎月決まって支払われる各種手当（通勤手当等）を含む。パートタイマー、季節労働者、日雇労働者、派遣労働者、有期契約労働者は含まない。時間外手当、賞与など臨時の給与は含まない。
※3 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2025年9月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	1	5	4	12	TOEIC(600点～)	23	195	9	20
第三種電気主任技術者	6	92	10	127	日本語検定1級	29	211	2	8
1級電気工事施工管理技士	1	31	17	66	日本語検定3級	16	176	0	3
2級電気工事施工管理技士	3	27	13	88	日商簿記1級	11	120	1	10
一級建築士	14	83	86	440	日商簿記2級	169	1,873	42	248
二級建築士	15	151	48	309	日商簿記3級	172	2,068	80	383
1級建築施工管理技士	4	81	57	442	簿記能力検定(全経2級)	15	107	3	17
2級建築施工管理技士	3	76	51	302	運行管理者(貨物)	7	203	2	57
1級土木施工管理技士	3	102	157	460	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	6	81	0	17
2級土木施工管理技士	3	67	147	412	医療事務資格	25	313	2	68
1級造園施工管理技士	2	16	1	39	登録販売者(一般医薬品)	14	244	2	124
薬剤師	21	278	42	490	理容師	4	50	5	1,211
保健師	14	187	21	208	美容師	54	570	56	1,686
助産師	6	79	0	20	ネイリスト技能検定試験2級	3	45	1	28
看護師	177	2,064	633	4,476	ネイリスト技能検定試験3級	9	68	0	11
准看護師	22	390	267	2,333	調理師	91	1,244	250	2,257
臨床検査技師	4	92	11	98	警備員検定試験(1級)	0	2	0	10
理学療法士	11	133	92	842	警備員検定試験(2級)	1	4	1	13
作業療法士	5	57	83	724	大型自動車免許	42	1,101	27	1,304
歯科技工士	4	56	4	44	大型自動車第二種免許	20	413	14	317
歯科衛生士	16	279	43	369	普通自動車免許	1,845	31,614	111	2,623
診療放射線技師	2	57	8	43	普通自動車第二種免許	13	414	142	1,116
言語聴覚士	4	37	46	376	大型特殊自動車免許	4	190	1	46
管理栄養士	17	282	53	676	自動二輪車免許	48	832	9	219
栄養士	36	491	61	1,214	原動機付自転車免許	10	357	638	1,196
あん摩マッサージ指圧師	1	16	34	319	牽引免許	12	256	0	185
はり師	9	81	47	326	フォークリフト運転技能者	140	3,613	274	2,679
きゅう師	8	74	19	257	中型自動車免許	17	400	110	1,586
柔道整復師	11	109	43	244	中型自動車第二種免許	4	28	0	37
臨床心理士	3	25	27	88	8トン限定中型自動車免許	18	440	23	678
社会福祉士	9	266	112	1,027	危険物取扱者(乙種)	46	946	18	224
介護福祉士	116	1,841	737	8,427	危険物取扱者(丙種)	4	91	0	18
保育士	111	1,798	215	2,801	溶接技能者	1	26	0	21
ホームヘルパー1級	3	51	39	308	ガス溶接技能者	13	333	0	151
ホームヘルパー2級	70	1,284	508	3,785	アーク溶接技能者(基本級)	7	184	0	62
精神保健福祉士	4	92	65	419	二級自動車整備士	6	104	3	161
介護支援専門員(ケアマネージャー)	18	408	62	1,428	三級自動車整備士	3	71	6	178
介護職員基礎研修修了者	2	40	7	303	自動車検査員	1	34	0	22
福祉用具専門相談員	6	100	6	66	2級ボイラー技士	10	190	11	72
介護職員初任者研修修了者	54	1,046	1,046	9,413	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	5	103	2	56
介護職員実務者研修修了者	32	437	487	5,441	移動式クレーン運転士	5	193	2	82
税理士	1	15	4	26	小型移動式クレーン運転技能者	9	230	6	142
社会保険労務士	9	93	32	68	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	1	32	0	38
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	72	1,344	53	1,033	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	6	119	1	171
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	15	353	70	358	玉掛技能者	37	1,240	60	795
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	43	589	41	145	第一種電気工事士	11	163	16	349
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	85	811	115	453	第二種電気工事士	46	805	77	916
管理業務主任者	9	78	10	26	足場の組立て等作業主任者	3	64	0	93
実用英語技能検定2級	47	602	3	14	1級管工事施工管理技士	1	30	27	85
TOEIC(730点～)	46	406	3	12	2級管工事施工管理技士	0	27	14	134